

~あなたの疑問にお答えします!~

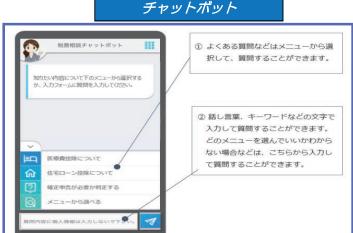
まずは「国税庁ホームページ」へアクセス!

国税庁

検索

国税に関する一般的なご質問に対する回答を、タックスアンサーやチャットボットでお調べいただけます。

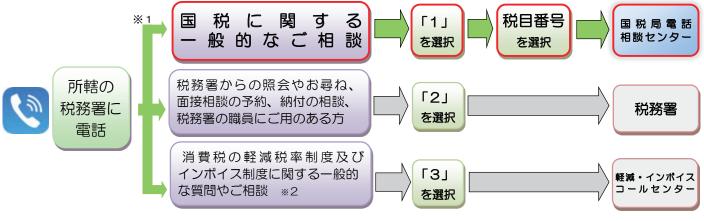




※ 画面はイメージです。実際の画面と異なる場合があります。

国税に関する一般的なご相談は国税局電話相談センターへ!

音声案内に従って「1」を選択していただきますと、国税局電話相談センターにおつなぎします。



- ※1 所得税等の確定申告期は、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の確定申告に関するご相談は、自動音声に従って「O」を 選択してください。
- ※2 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤル(O120-205-553)を設けて受け付けています。

税務署での面接相談は、事前予約が必要です!

電話での回答が困難な相談内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、所轄の税務署において面接相談をお受けしておりますので、<u>あらかじめ所轄の税務署に電話し</u>(音声案内に従い「2」を選択)、事前に相談日時等を予約いただくようお願いします。

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない 事業者の方は加算税が重くなります

改正 内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、 売上げに関する帳簿を保存していなかったことや<u>帳簿の</u> **売上げについての記載が不十分であったこと**が税務調査に おいて把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する 申告漏れ等に対して通常課される加算税(過少申告加算税・ 無申告加算税)の割合が最大10%加重される措置が講じ られました。

- ※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税 について適用されます。
 - (例) 申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務 を行う個人事業者
- ✓ 法人
- 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで**簡単に**

帳簿の作成ができます。

会計ソフトの利用をぜひ ご検討ください。

対象となる帳簿

- ✔ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ(収入)の金額に関する部分
- **売上帳・現金出納帳**などの売上げ(収入)の金額が確認 できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、 加算税の加重措置に関するO&Aについて は、国税庁ホームページをご覧ください。









令和4年9月



4期8年の思い出

・4期8年の思い出(総括)

あっという間に8年経ってしまったというのが実 感です。先輩の方々が、資料をしっかりと保存して いただいていたので引継ぎがスムースにできまし た。残念なのが、等々力小学校の「田植え稲刈り事 業」を終了させてしまったことが、少し残念です。

・鍋島支部長からの引継ぎのきっかけ等

前鍋島支部長から「次年度は役員をしてほしい」 と話がありましたが、実際には支部長という話に代 わっていました。結果的に受けましたが、色々な方 とお会いする機会が増え、支部の皆様や、支部長会 で他の支部長と親しくなれたことが、とても良かっ たです。

・支部長として変革したこと、工夫したこと

他支部との交流を増やしたこと。バス旅行、新年会、交流会など多くの人と知り合うことができたことが、嬉しいです。コロナの影響で会議を Zoomで行いましたが、意外にむずかしくなく、気軽に参加できることがわかり、今でも zoom 会議をすることがあります。今やネットを大いに利用する時代がやってきたという感じです。

・やり残したこと

やり残したことはありません。やりたいこと、や らなけらばならないことは、次年度であっても、皆 の同意があればできることですから、これからもそ の時代に合ったものを実施すれば良いと思います

・新支部長に期待すること

大変かもしれませんが、頑張ってほしいです。幹 部役員会で皆との意見交換ができれば、何でもでき るはずです。

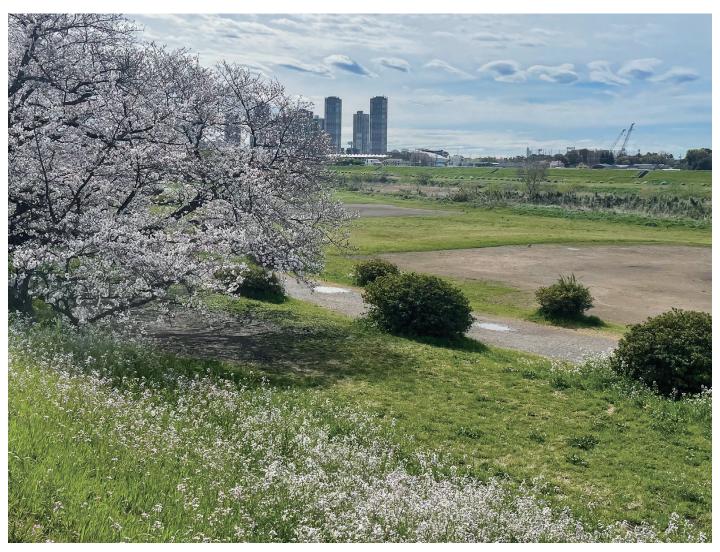
石井伸二



「私の街の風景」

次期支部長候補の和田敦思副支部長が青春を送った第4支部のエリア。和田副支部長の目に映る 等々力の街を紹介。

※愛らしいワンちゃんの写真は第4支部会員さんの愛犬です♡



















会員企業の皆様をサポート ビジネスや生活に役立つ各種サービス一覧

都内法人会会員様限定の各種サービスをご用意。 他にはないビジネス支援に特化したサービスは、様々なビジネスシーンに対応でき、経営力に圧倒的な差が生まれます。

企業経営に役立つサービス



経営者のプライベートシーンに寄り添うプレミアムなサービスもご用意。法人会ならではのサービスをお楽しみください。





経営支援サービス詳細については、 東京法人会連合会HPをご覧ください。

https://www.tohoren.or.jp/mgt-support/index.html

※「会員専用ページ」にはID・パスワードが必要となります。 ID・パスワードは各単位会事務局までお問い合わせください。



発行人 村田宣政 公益事業推進委員長

公益社団法人 玉川法人会 発行元

印刷会社 株式会社 紙藤原

石井伸二 編集長

副編集長 尾沼明、井出公司

編集担当 和田敦思



『正しい税知識を身につけたい』

経営者の皆さんを支援する組織、それが公益社団法人玉川法人会です。 ぜひ、私たちと一緒に活動しましょう。

会員限定のお得な制度も多数ご用意し、皆さんのご入会を心よりお待ちしております。 玉川法人会に関するお問い合わせは

HP:https://www.tamagawa.or.jp

〒 158-0094 東京都世田谷区玉川 2-1-15

TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

